

## 日本建築検査協会株式会社 構造計算適合性判定（任意）業務規程

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 構造計算適合性判定（任意）業務規程（以下「規程」という。）は、日本建築検査協会株式会社（以下「J C I A」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく構造計算適合性判定を必要としない建築物について、構造計算適合性判定に準じた審査を行い、構造計算（法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算に限る。）が同条第2号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、必要な事項を定めるものである。

#### （用語の定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築確認 法第6条第1項及び法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認をいう。
- (2) 制限業種 次に掲げる業種（国、都道府県又は市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
  - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続きの代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
  - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
  - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
- (3) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (4) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (5) 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
  - イ その者又はその親族が総株主（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
  - ロ その者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
  - ハ その者の親族が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）

#### （判定業務実施の基本方針）

第3条 判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第4条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 判定の業務を行う時間及び休日については、次に掲げる場合においては、前2項の規定によらないことができる。

- (1) 第11条第4項の説明を受ける場合その他判定に係る審査を行う場合
- (2) 緊急を要する場合その他正当な理由がある場合

(事務所の所在地)

第5条 事務所の名称及び所在地は、次の表に定めるとおりとする。

	名称	所在地
(1)	本社	東京都中央区日本橋三丁目13番11号
(2)	構造判定部	東京都中央区日本橋二丁目12番6号

(判定業務を行う区域)

第6条 判定の業務を行う区域は、日本国内の全域とする。

(判定の業務の範囲)

第7条 J C I Aは、次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分について判定の業務を行うものとする。

- (1) 法86条の7第1項の規定を適用して増築又は改築を行う場合の当該増築又は改築を行う独立部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の14第1号に規定する部分をいう。）
- (2) 法第86条の8第1項及び第3項の認定に係る建築物又は建築物の部分
- (3) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第5条第1項の認定（同条第2項に該当するものに限る。）及び第7条第1項の認定（同条第2項において準用する第5条第2項に該当するものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定（同条第4項の申し出があるものに限る。）及び第18条第1項の認定（同条第2項において準用する第17条4項の申し出があるものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
- (5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同条第2項の申し出があるものに限る。）及び第8条第1項の認定（同条第2項において準用する第6条2項の申し出があるものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
- (6) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の認定に係る建築物又は建築物の部分

(7) 前各号に掲げる建築物のほか、特定行政庁、建築主若しくは指定確認検査機関又は建築主から判定の依頼のあった建築物又は建築物の部分

2 J C I Aは、当機関が指定確認検査機関として確認審査を行う建築物についての判定の業務は行わないものとする。

3 J C I Aは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第3号から第7号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定の業務を行わないものとする。

(1) J C I Aの代表者又は判定の業務の担当役員

(2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(3) 第1号に掲げる者の親族

(4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

(6) J C I A又はJ C I Aの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者

(7) J C I Aの役職員が、代表者の地位を占める企業、団体等（過去2年間に代表権を有する役員の地位を占めていた企業、団体等を含む。）

4 J C I Aは、次のいずれかに該当する指定確認検査機関が確認審査を行う建築物についての判定の業務は行わないものとする。

(1) J C I Aが指定確認検査機関の代表者（代表権を有する役員をいう。）又は担当役員の関係企業等に該当する場合にあっては当該指定確認検査機関

(2) J C I Aの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する指定確認検査機関

## 第2章 判定の業務の実施方法

（判定の求めの事前通知）

第8条 判定を求めようとする特定行政庁（第7条第1項第3号から第6号に掲げる建築物についての判定にあっては、当該各号の法律に規定された所管行政庁とする。以下同じ。）、建築主若しくは指定確認検査機関又は建築主等（以下「依頼者」という。）は、判定を求めようとする日の概ね7日前までに、判定の求めに係る建築物の計画概要及び判定依頼予定日を記載した「構造計算適合性判定（任意）依頼事前通知書（別記参考様式）」を電子メール又はファクシミリにより、J C I Aに通知するものとする。

2 前項の通知があった場合において、依頼者が建築主で、かつ判定の求めに係る建築物が前条第1項第2号から第6号のいずれかに該当するときは、J C I Aは、当該建築物を所管する特定行政庁に対して前項の通知書の内容を連絡するとともに、必要がある場合には、当該求めに基づき実施する判定の結果が、当該特定行政庁において利用可能であるかどうかの照

会を行うものとする。

- 3 依頼者は、第1項の通知書に記載した判定依頼予定日を変更する場合は、速やかにJ C I Aに通知するものとする。
- 4 J C I Aは、第1項又は前項による通知を受けた場合は、次の各号の掲げる事項を依頼者に通知する必要があると認めたときは、これを通知するものとする。
  - (1) 第1項の事前通知書の提出状況
  - (2) 第9条第1項の判定用提出図書等の受付状況

(判定の求め)

第9条 判定を求めようとする依頼者は、J C I Aに対し、次の各号に掲げる図書等（以下「判定用提出図書等」という。）を提出するものとする。

- (1) 構造計算適合性判定（任意）依頼書（別記第1号様式）
  - (2) 建築確認の申請書の写し及び建築確認の申請書の添付図書又はこれらに相当する図書（依頼者が建築主である場合にあっては、2部）
  - (3) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第2条第2項第2号に規定する書類（依頼者が特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関（以下「特定行政庁等」という。）である場合に限る。）
  - (4) 判定の求めに係る建築物の構造計算が法20条第2号イ又は同条第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）により適正に行われたものであるかどうかの判定を求める場合にあっては、施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)ただし書き（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する電磁的記録媒体（以下単に「電磁的記録媒体」という。）
  - (5) 代理者によって判定の依頼を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（依頼者が建築主である場合に限る。）
- 2 判定用提出図書等の提出については、予め依頼者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（J C I Aの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と依頼者の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は電磁的記録媒体の提出によることができる。

(判定の受付及び契約)

第10条 J C I Aは、前条の規定による判定用提出図書等の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を確認し、これを受け付ける。

- (1) 判定の求めに係る建築物が、第7条に定める判定の業務の範囲に該当するものであること。
  - (2) 前条第1項各号に掲げる判定用提出図書等（判定に要するものに限る。）が提出されていること。
  - (3) 前条第1項(1)の構造計算適合性判定（任意）依頼書に記載すべき事項に記載漏れがなく、その記載内容が適切であること。
- 2 J C I Aは、前項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、依頼者にその補正を求めるものとし、当該補正後においては前項の規定を準用する
- 3 J C I Aは、第1項の規定による受付をした場合においては、依頼者に「構造計算適合性判定（任意）受付書（別記第2号様式）」を交付するものとする。この場合において、依頼者

(建築主事が判定を求めた場合にあっては、当該建築主事が置かれた都道府県、市町村若しくは特別区（次項（4）（ロ）及び（5）並びに第17条において同じ。）ただし、J C I Aと予め別途契約を締結した者を除く。）とJ C I Aは別に定める「日本建築検査協会株式会社 構造計算適合性判定（任意）業務約款」に基づき契約を締結したものとする。なお、J C I Aが前条第1項(1)の構造計算適合性判定（任意）依頼書に受付印を押印し、その写しを依頼者に交付した場合は、J C I Aの受付印が押印された構造計算適合性判定（任意）依頼書の写しをもって、構造計算適合性判定（任意）受付書に代えることができるものとする。

4 前項の構造計算適合性判定（任意）業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 依頼者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (イ) 依頼者は、J C I Aから判定用提出図書等について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならないこと。
- (ロ) 依頼者が特定行政庁等である場合にあっては、J C I Aが判定に係る審査の実施にあたって必要があると認め、建築確認又は認定の申請者（建築物の設計者を含む。以下単に「申請者」という。）に対して構造計算に関する説明を直接求めたときは、特定行政庁等は、当該申請者がこれに応じるように、必要な措置を講じなければならないこと。
- (ハ) J C I Aが判定に係る審査において、当該判定の求めに係る構造計算が適正に行われたものかどうかを判定することができない場合に、依頼者に対してその旨及びその理由を通知したときは、依頼者は、必要な措置を講じなければならないこと。

(2) 判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (イ) 判定手数料の額の決定に関すること。
- (ロ) 判定手数料の支払期日に関すること。

(3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (イ) 構造計算適合性判定（任意）結果通知書（第15条第1項の通知書をいう。以下この項において「判定結果通知書」という。）を交付する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
- (ロ) J C I Aは、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに判定結果通知書を交付することができない場合は、依頼者に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求できること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (イ) 依頼者は、判定結果通知書が交付されるまでの間に、J C I Aに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、J C I Aは、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求できること。
- (ロ) 依頼者は、J C I Aがその責に帰すべき事由により業務期日までに判定結果通知書の交付をしないとき、その他のJ C I Aの責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないと認められるときは、当該契約を解除できること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求できること。

(5) J C I Aが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (イ) 依頼者は、判定結果通知書の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、J C I Aに対して、追完及び損害賠償を請求できること。ただ

し、その誤りが、特定行政庁等が法第18条の3第1項に基づく確認審査等に関する指針（平成19年6月20日国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。）を準要して審査を行わなかったこと、その他JCIAの責に帰することができない事由に基づくものであることをJCIAが証明したときは、この限りでない。

(ロ) (イ)の請求の期限に関すること。

#### (判定の実施)

第11条 JCIAは、前条第1項の規定による受付をしたときは、速やかに法第77条の35の9に規定する構造計算適合性判定員（以下「判定員」という。）に判定を実施させることとする。

- 2 判定員は、原則として2人以上で判定に係る審査（以下単に「審査」という。）を行うこととする。ただし、「建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」（平成19年12月17日付国住指第3425号。以下「技術的助言」という。）により、単純な構造形式である整形な建築物（許容応力度等計算を行った建築物）や比較的小規模な建築物（保有水平耐力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ20m以下の建築物）については、1人の判定員により審査することができるものとし、これら以外の建築物についても、当該建築物の構造上の特性により工学的に高度な判断を伴う構造計算のモデル化の方針、耐力壁の剛性及び耐力の評価、構造特性係数の設定等に関する審査以外の部分については1人の判定員により審査することができるものとする。
- 3 判定員は、指針告示第2に定める判定に関する指針及びJCIAが作成した判定に関するマニュアルに従って、審査を行うこととする。
- 4 JCIAは、審査の実施にあたって必要があると認めるときは、依頼者に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。
- 5 判定員が、審査において、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができないときは、JCIAは、依頼者に対して、その旨及びその理由を「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書（別記第3号様式）」により通知することとする。この場合において、第9条第1項(2)に規定する図書及び書類（以下「申請書等」という。）に軽微な不備がある場合には、期限を定めて申請書等の補正を求めるとともに、申請書等の記載事項に不明確な点がある場合には、期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下「追加説明書」という。）の提出を求めることとする。
- 6 前項の通知により、申請書等の補正がなされ、又は追加説明書の提出がなされた場合において、依頼者からJCIAに対して当該補正された申請書等又は追加説明書の送付があったときは、これらの図書及び書類を申請書等の一部として審査することとする。この場合において、依頼者が建築主であるときは、依頼者が送付する図書及び書類の部数は2部とする。
- 7 前2項の場合において、第5項の通知書が依頼者に到達した日から前項の補正された申請書等又は追加説明書がJCIAに到達した日までの日数は、第15条第1項の期間に含めないものとする。
- 8 判定員は、第5項に規定する場合を除き、審査の経過及び結果を記載し、かつ指針告示に準じて判定を行ったことを証する書類として「判定（任意）チェックリスト（別記第4号様式）」を、また、判定における所見（依頼主が特定行政庁等である場合には、特定行政庁等が指摘した留意事項に対する回答を含む。）を記載した書類として「判定の所見等（別記第5号様式）」を作成する。この場合において、判定員が次条第2項に定める審査を行ったときは、その旨及びその結果を判定における所見として記載するものとする。
- 9 JICAは、前項の判定チェックリスト及び判定の所見等に基づき、第15条第1項の判定

結果通知書を交付する。

- 10 審査において行われる判定員の高度な専門的知識等を必要としない構造計算書における数値の整合性の確認並びに依頼者及び設計者への連絡等の作業については、技術的助言に基づき、審査を補助する職員（判定補助員）が行うことができるものとする。

（国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法）

- 第 12 条 法第 20 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、令第 81 条第 2 項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針告示別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。
- 2 第 7 条第 1 項（5）の建築物に係る判定においては、構造計算が平成 21 年国土交通省告示第 209 号第 3 第 2 項に定める基準に従って適正に行われているかどうかの審査を併せて行うものとする。

（大臣認定プログラムによる場合の判定の審査方法）

- 第 13 条 法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの規定に基づき令第 81 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準に従った構造計算で大臣認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、電磁的記録媒体の提出があったときは、指針告示別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。
- (1) 判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が大臣認定プログラムの使用条件に適合することを確かめること。
- (2) 判定に係る建築物の設計者が用いた大臣認定プログラムと同一のものを用いて、電磁的記録媒体に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。
- (3) 提出を受けた構造計算書に大臣認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。
- 2 前項(2)において、J C I A が行う構造計算は、J C I A が保有又はリース契約する大臣認定プログラムで行う。

（専門的な識見を有する者への意見聴取）

- 第 14 条 J C I A は、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるとときは、構造計算に関して専門的な識見を有する者（以下「専門家委員」という。）の意見を聞くものとする。
- (1) 一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により構造計算が行われている場合
- (2) 極めて高度な知識が要求される場合
- (3) その他 J C I A が判定を行うにあたって必要があると認める場合
- 2 J C I A は、専門家委員から意見を聞くときは、予め、意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を依頼者に示したうえで、当該意見聴取すべき事項に関する見解を依頼者に求めるものとする。この場合の手続きは、第 11 条第 5 項に定めるところによる。

- 3 専門家委員は、前項の判定員及び依頼者の見解の妥当性について意見を述べるものとする。この場合、意見は原則として2名以上の専門家委員の合議に基づくものとする。
- 4 判定員は、専門家委員の意見を踏まえて、第11条第8項の判定チェックリスト及び判定の所見等を取りまとめる。
- 5 J C I Aは、専門家委員から意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を第22条(2)に規定する判定のための審査結果を記載した図書として記録するものとする。

(構造計算適合性判定結果通知書の交付)

第15条 J C I Aは、判定を求められた日から14日以内（第12条に規定する判定の場合は49日以内）に、「構造計算適合性判定（任意）結果通知書（別記第6号様式）」を依頼者に交付するものとする。この場合において、判定を求められた日とは第10条第1項の規定によりJ C I Aが受け付ける判定用提出図書等（第10条第2項の規定によりJ C I Aが依頼者にその補正を求めた場合は、当該補正後のもの）がJ C I Aに到達した日とする。

- 2 J C I Aは、前条の規定により専門家委員の意見を聴いたときは、その旨及び聴取した意見を前項の構造計算適合性判定（任意）結果通知書に記載するものとする。
- 3 第1項の規定において、次の各号のいずれかに該当することにより構造計算が適正に行われたものであると判定しない旨の判定結果を通知するときは、同項の構造計算適合性判定（任意）結果通知書にその理由を記載するものとする。
  - (1) 諸数値の設定、モデル化、解析法・算定式等の適用、演算過程等が適正に行われていない場合
  - (2) 大臣認定プログラムによる構造計算の判定において、第13条第1項各号に規定する確認ができない場合
  - (3) その他構造計算が適正に行われていない場合
- 4 第1項の規定による交付は、次の各号に掲げる図書及び書類を添えて行う。
  - (1) 第9条第1項(1)の構造計算適合性判定（任意）依頼書の写し
  - (2) 第9条第1項(2)の図書及び書類（第11条第6項の規定により提出された図書及び書類を含む。）のうち1部（依頼者が建築主である場合に限る。）
  - (3) 第11条第8項の判定（任意）チェックリスト及び判定の所見等
- 5 第1項及び第4項に規定する図書及び書類の交付については、予め依頼者と協議して定めるところにより電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。
- 6 J C I Aは、判定の結果及び方法について疑義があるとして依頼者又は判定結果を利用する特定行政庁等から説明を求められた場合は、これに適切に回答するものとする。

(判定の申請の取り下げ)

第16条 依頼者は、第15条第1項の通知書の交付前に、申請を取り下げる場合には、その旨を記載した「取下げ通知書（別記第8号様式）」をJ C I Aに提出する。

2 前項の場合においては、J C I Aは、判定の業務を中止し、判定用提出図書等を依頼者に返却するものとする。

### 第3章 判定手数料等

(判定手数料の収納)

第17条 依頼者は、別表に定める判定手数料を銀行振込みにより納入するものとする。

ただし、緊急を要する場合は別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は、依頼者の負担とする。
- 3 依頼者は、別途協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。

#### (判定手数料の返還)

第 18 条 J C I A が収納した判定手数料は返還しない。ただし、J C I A の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

### 第 4 章 判定員等

#### (判定員及び専門家委員)

第 19 条 判定員は、J C I A が法第 77 条の 35 の 9 の規定に基づき別に定める構造計算適合性判定業務規程（以下この項及び次項において「法定業務規程」という。）第 24 条に基づき選任した者（法定業務規程第 25 条の規定に基づき解任した者を除く。）とする。

- 2 専門家委員は、法定業務規程第 27 条に基づき選任した者（法定業務規程第 28 条の規定に基づき解任した者を除く。）とする。

#### (秘密保持義務)

第 20 条 J C I A の役員及びその職員（判定員、専門家委員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は濫用してはならない。ただし、第 15 条の第 6 項の規定により判定結果を利用する特定行政庁等から判定結果及び方法について疑義があるとして説明を求められた場合はこの限りでない。

#### (判定の業務の実施体制)

第 21 条 判定の業務は、他の業務（法に基づく構造計算適合性判定、建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を配置する。

- 2 J C I A の役員及び判定の業務に従事する職員（判定員、専門家委員を含む。）は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 3 判定員は、次に掲げる者が建築主である建築物、設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は建築確認を行う建築物について、判定の業務に従事してはならないこととする。
  - (1) 当該判定員
  - (2) 当該判定員の親族
  - (3) 当該判定員の関係企業等
- 4 J C I A は、J C I A で実施する大臣認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる大臣認定プログラムを使用できる環境を整備することとする。

### 第 5 章 雜則

#### (帳簿及び図書等の保存期間)

第 22 条 帳簿及び図書等の保存期間は、次表の各号に掲げる帳簿及び図書等の（い）欄の区分に応じ、それぞれ当該各号（ろ）欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(1)	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第31条の10第1項各号に相当する事項を記載した帳簿	判定の業務を廃止するまで
(2)	第9条第1項(1)の構造計算適合性判定（任意）依頼書、同条同項(2)、(3)及び(5)の図書及び書類、第10条第3項の構造計算適合性判定（任意）受付書の写し（第9条第1項(1)の構造計算適合性判定（任意）依頼書に受付印を押印したものとの写しをもって代えた場合は除く。）、第11条第5項の構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書の写し、同条第6項の依頼者から送付のあった補正された申請書等及び追加説明書、同条第8項の判定チェックリスト及び判定の所見等の写し、第14条第5項の記録、第15条第1項の構造計算適合性判定（任意）結果通知書の写し	第15条第1項の構造計算適合性判定（任意）結果通知書の交付を行った日から15年間
(3)	第9条第1項(4)の電磁的記録媒体	第15条第1項の構造計算適合性判定（任意）結果通知書の交付を行った日から15年間

（帳簿及び図書等の保存及び管理の方法）

第23条 前条各号に掲げる帳簿及び図書等の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠のできる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び同条(2)に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体に保存する方法によってすることができる。

3 前項の規定に基づき帳簿、図書を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は電磁的記録媒体のデータを原本として扱うものとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第24条 J C I Aは、電子情報処理組織による判定の求めの受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（別途の定め）

第25条 この規程に定めるもののほか、判定の業務の実施に必要な事項については、特定行政庁等と協議の上、J C I Aが定める。

(附則)

- (施行日) 本規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。  
本規程は、令和 2 年 4 月 1 日に改定する。  
本規程は、令和 4 年 9 月 1 日に改定する。  
本規程は、令和 5 年 6 月 1 日に改定する。  
本規程は、令和 6 年 3 月 18 日に改定する。  
本規程は、令和 6 年 4 月 1 日に改定する。

別表 判定手数料（第 17 条関係）

(消費税別)

	建築物の延べ面積	大臣認定プログラム使用	大臣認定プログラム以外
(1)	1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	108,000 円	156,000 円
(2)	1,000 m <sup>2</sup> を超え、 2,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	134,000 円	209,000 円
(3)	2,000 m <sup>2</sup> を超え、 10,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	147,000 円	240,000 円
(4)	10,000 m <sup>2</sup> を超え、 50,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	187,000 円	318,000 円
(5)	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	319,000 円	587,000 円

(注) 法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は同条第 3 号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムを「大臣認定プログラム」という。

備考；上表の建築物の延べ面積は、建築物の計画の敷地内の一の建築物ごとに算定する。この場合において、当該一の建築物の 2 以上の部分がエクスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定する。

別記様式

参考様式（第 8 条関係）構造計算適合性判定（任意）依頼事前通知書

第 1 号様式（第 9 条関係）構造計算適合性判定（任意）依頼書

第 2 号様式（第 10 条関係）構造計算適合性判定（任意）受付書

第 3 号様式（第 11 条関係）構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書

第 4 号様式（第 11 条関係）判定チェックリスト

第 5 号様式（第 11 条関係）判定の所見等

第 6 号様式（第 15 条関係）構造計算適合性判定（任意）結果通知書

第 7 号様式（第 15 条関係）構造計算適合性判定（任意）が期間内にできない旨の通知書

第 8 号様式（第 16 条関係）取下げ通知書